

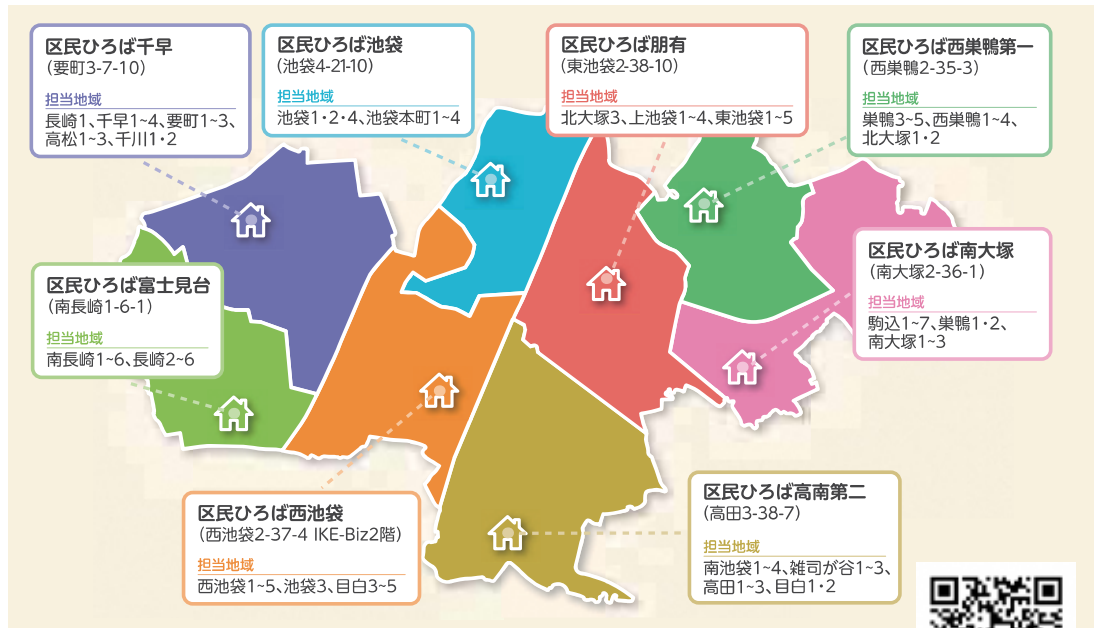
第3章 施策の方向

1 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて～ 豊島区版「重層的支援体制」の構築～

- 現在、国は、「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として課題解決に取り組み、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる社会の構築を掲げています。
- 令和3年4月には、区市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、「重層的支援体制整備事業」（P39 コラムNo.3参照）が創設されました。
- 豊島区では、これまでも包括的な相談支援体制の構築を目指し、各専門相談窓口の連携体制強化を推進してきました。平成21年から3年間のモデル事業を経て、平成24年にはコミュニティソーシャルワーク*事業の本格実施を開始し、全世代を対象にした相談支援や地域支援、参加支援を行っています。その後、順次コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の配置人数や配置圏域を拡大し、平成27年度からは高齢者総合相談センター*と同じ8圏域の区民ひろばに2名以上のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）*を配置しています。他の職との兼務ではなく、「専任職」として、「個別支援」と「地域づくり」を一体的に行っていること、アウトリーチ*活動ができるよう、複数体制を取っていることが大きな特徴です。
- また、平成27年には、属性・相談内容を問わない「くらし・しごと相談支援センター」を区役所に開設するなど、国の動向に先駆けて区独自の重層的な支援体制の整備を進めてきました。
- そして、これまで豊島区が独自に進めてきた支援体制と国が示す制度との整合性を図り、事業を適切かつ効果的に実施するため、令和5年4月に重層的支援体制整備事業を本格実施しました。
- 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて、豊島区ならではの「重層的支援体制」の構築を目指し、次の取組を推進していきます。

- (1) 区関係施設を含めたすべての福祉相談窓口で、どんな悩みごとでも包括的に受け止め、適切な窓口につなげる相談支援体制を整え、複雑化・複合化した課題を抱えた人には、豊島区全体で支援できる連携体制の強化をはかります。
- (2) 支援を必要とする人が孤独・孤立に陥らないよう、地域と区が一体となり、継続的なアウトリーチ*活動等による見守り支援を推進していきます。
- (3) 区や区内の保健福祉関係機関の人材の確保・育成をはかり、保健福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

■ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*の配置状況



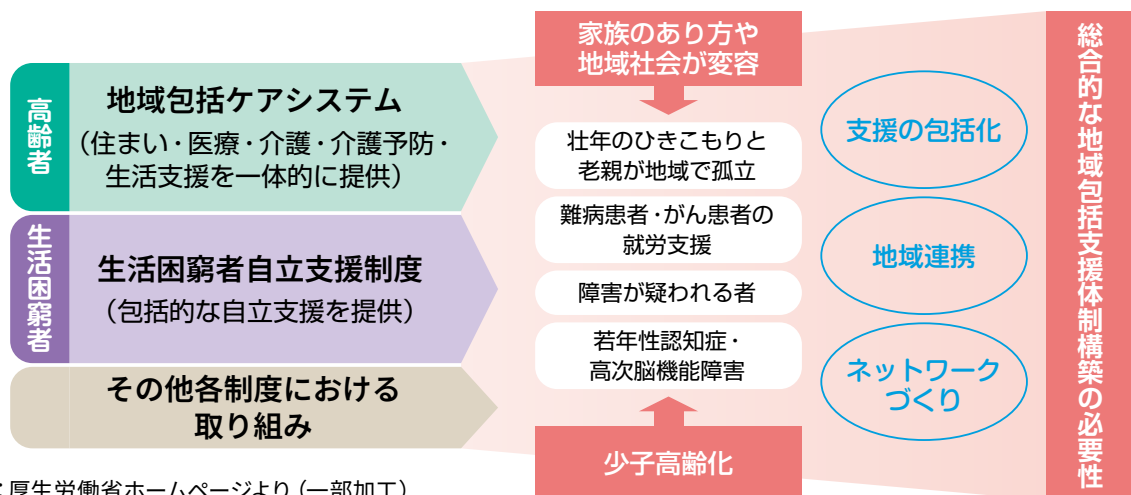
※施設の改修・改築により上記と異なる場合があります。
最新の状況については、区ホームページ等でご確認ください。

区ホームページ >>



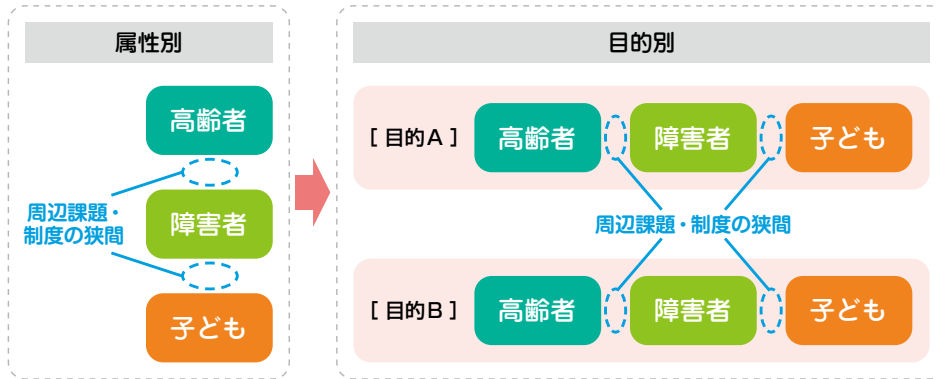
2 区民の支援ニーズに目を向けた 目的別の施策体系

- 豊島区ではこれまで、高齢者分野における地域包括ケアシステム*の構築を目指し、高齢者総合相談センター*を中心に多職種・多機関の連携による包括的な支援や、地域ケア会議を核とする地域連携、充実したネットワークづくりを推進してきました。
- こうした支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりは、地域共生社会の実現に向けてのベースとなる考え方、仕組みであり、今後も現在の取組を着実に進めつつ、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を地域保健福祉全体で共有し、多様なニーズをすくい取る「総合的な地域包括支援体制」を構築していく必要があります。



出典：厚生労働省ホームページより（一部加工）

- そこで、豊島区地域保健福祉計画では、支援の対象を、高齢者、障害者、子どもといった属性別ではなく「支援を必要とする人」として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず家族や世帯が抱える「生活課題」に目を向けた目的別の構成としています。
- 本計画では対象とする生活課題に、従来の保健福祉分野の周辺にまたがる課題や一部を共有する複合課題も広く含めることで、生活課題へのアプローチ力を高め、より健康に地域でいきいきと暮らすという視点から、制度の狭間等にある人への支援策を講じていきます。



3 豊島区の特性を踏まえた 連携と協働による地域保健福祉の推進

- 豊島区は、人口の流動性が高いこと、単身世帯、特に一人暮らし高齢者の割合が高くなっていること、外国人の割合が高いことなど、都市的特徴が顕著です。そのため、オートロック式マンションの増加、町会加入率の低下、近所付き合いの希薄化など、これまでのようなコミュニティによる支え合いが難しくなりつつあります。
- 一方、区民意識調査で子育てと介護を両方行っている、いわゆる「ダブルケア^{*}」の人は、仕事や収入の制約が大きく、生活に苦しさを抱えているという結果が出るなど、一部の弱者・困窮者を救済するという従来の福祉観で支援の対象と見られてこなかった人々への対応も、大きな課題となってきています。
- これらの状況を踏まえ、地域の中において福祉を特別なものとするのではなく、地域社会全体を「福祉コミュニティ」化していくという考え方のもと、区民、民生委員・児童委員^{*}、青少年育成委員^{*}、町会・自治会、商店会、社会福祉法人^{*}、民間企業、NPO法人^{*}、ボランティア、大学・専門学校などの多様な主体と区との連携と協働による地域保健福祉を推進していきます。